

重要事項説明書

(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)

利用者： 様

事業者：福祉用具サービス こもれび

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与重要事項説明書及び同意書

1 事業の目的

福祉用具サービス こもれび（以下事業者）は、地域で生活する人々が「いつまでも住み慣れたところでそこに住む人々とともに、安全でいきいきとしたその人らしい生活を送ることのできるような支援活動を、継続的かつ包括的に展開する」という法人の経営理念を受け、単にサービスを提供するという狭い枠にとどまらず、福祉用具を通じて住みやすい地域作り・人づくりを視野に入れ、たとえ障害を生じても社会の一員としてその人らしい生活が実現できるようなサービスを提供します。

2 運営の方針

（１）事業の実施にあたっては、利用者様の意思、及び人格を尊重して、常に利用者様の立場に立ったサービス提供に努めるものとします。

（２）事業者の相談員は、利用者様がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、利用者様の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・調整をするとともに、利用者様を介護する者の負担軽減を図ります。

（３）事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

3 福祉用具サービス こもれびの概要

（１）事業所の指定番号（介護予防含む）及びサービス提供地域

事業所名	福祉用具サービス こもれび	介護保険事業所番号	1372905453
所在地	八王子市元八王子町 3-2872-1	サービス種類	福祉用具貸与
管理者	杉山 大樹	電話番号	042-673-3176
通常の事業実施所在地 八王子市			

（２）営業時間

営業日	月～金曜日（祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
営業時間	午前 9 時～午後 5 時

（３）事業所の職員体制

職種	員数
管理者	1 名
福祉用具専門相談員	3 名

4 サービス料金について

(1) 利用料

- ①貸与品のレンタル料及び料金については、契約書をご参照ください。
- ②本サービス(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)は1ヶ月単位でのご利用となります。
- ③利用料として、介護保険負担割合証に応じたご負担分をお支払いいただきます。
- ④レンタル開始月のレンタル料は、レンタル開始日が開始月の15日以前の場合は月額レンタル料の全額、16日以降の場合は月額レンタル料の半額となります。
- ⑤レンタル終了月のレンタル料は、レンタル終了日が終了月の15日以前の場合は月額レンタル料の半額、16日以降の場合は月額レンタル料の全額となります。
- ⑥レンタル期間が1ヶ月以内の場合のレンタル料は、月額レンタル料の全額となります。

(2) 搬入・搬出等について

基本的に搬入・搬出料はサービス料金に含まれています。

但し、以下の場合には別途料金を頂く事があります。

- ・搬入・搬出に特別な作業を必要とする場合
- ・通常の事業実施所在地以外への搬入・搬出
(10km未満 300円・10km以上20km未満 600円・20kmを超える場合には1kmごとに35円増し)
- ・利用者様の都合による貸与品の移動等

(3) 利用者様のご請求等について

①料金の支払い方法

毎月月末締めとし、翌月15日前後に前月利用分の請求書を郵送します。

お支払方法は、原則口座振替とさせていただきます。(毎月27日が引落とし日となります。)

他のお支払方法がご希望な場合にはご相談下さい。(現金集金をご遠慮いただいております。)

②ご利用料金の滞納

ご利用料金が2ヶ月滞納し、ご請求にかかわらずお支払いいただけない場合には、貸与品を引き揚げさせていただきます。

5 その他サービスご利用上の留意点について

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。利用者様またはご家族の希望の日時をお伺いの上、当事業所の職員が訪問させていただき、契約を結びサービスを開始させていただきます。

なお、サービスの提供に先立ち、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの更新

本契約の有効期間は 1 ヶ月ですが、契約満了日までにサービス終了のご連絡がない場合には、満了日翌日よりさらに 1 ヶ月同条件で自動更新されたものとし、以後についても同様とします。
ただし本サービスの開始月の契約期間は、契約日より当該月末日までとします。

(3) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにご連絡下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございますが、その場合は終了 1 ヶ月前までに文章で通知致します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けられた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者様が亡くなられた場合

④その他

- ・利用者様やご家族などが当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。
- ・サービス終了の際は、利用者様またはご家族の希望の日時をお伺いの上搬出を行います。

(4) 一時入院・入所の場合

契約期間中に一時入院・入所された場合、本サービスについては、介護保険からの給付が受けられない為、原則としてこの期間のサービス利用料金は利用者様の全額自己負担となります。

ただし、入院・入所のご連絡を頂ければ入院、入所日を起算日とし、退院・退所日を含む経過日数の合計が 1 ヶ月以内の場合は、この期間分のサービス利用料金を免除します。ただし、入院・入所期間が 1 ヶ月を超える場合は、ご確認の上、ご解約もしくはサービス利用料金全額自己負担へ切り替えをご判断頂く事になりますので、あらかじめご了承願います。

※月途中での入院・入所の場合、当該月 1 日から入院日までの期間分は、介護保険の給付対象となります。

※月途中での退院・退所の場合、退院・退所から当該月末日までの期間分は、介護保険の給付対象となります。

(5) 貸与品の点検等

貸与品導入時に、取扱説明及び事故防止の観点でのご注意を指導させて頂きます。

また、定期的に電話や訪問等で使用状況の確認、点検をさせて頂きます。

不具合や事故が生じた場合は、早めのご連絡をお願い致します。

(6) サービスの提供の記録

- ①事業所は、サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後 2 年間保管します。
- ②利用者様は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者様に関するサービス実施記録を閲覧できます。
- ③利用者様は、当該利用者様に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- ④サービス実施記録複写物をご希望の場合は 1 枚につき 50 円その都度お支払いください。

6 秘密保持について

- (1) 事業所及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業所は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議等において利用者様の個人情報を用いません。
- (3) 事業所は、利用者様のご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議等において当該ご家族の個人情報を用いません。

7 情報の公表

事業所は、利用者様が自ら介護サービス事業者を適切に選択できるよう「介護サービス情報の公表」制度に基づき、提供する介護サービスの内容や運営状況等を公表します。

8 サービスの質の向上に対する取り組み

- (1) 事業所は、自らが提供するサービスの質の評価を行い、改善を図ります。
- (2) 事業所は、ISO9001 認証事業所です。ISO 要求事項に基づき、一般内部監査、法令遵守専門内部監査を実施します。また外部機関により、定期的に事業所の運営状況が審査されます。このため東京都福祉サービス第三者評価を受審していません。
- (3) 事業所は、利用者様・ご家族に対し、定期的に利用者満足度調査を実施します。

9 サービス提供に関する相談・苦情

サービスの提供に関する相談、苦情につきましては、相談・苦情窓口を設置し、迅速に対応いたします。また、内容・経過を記録し原因の分析、再発防止の取り組みを行います。

<相談・苦情申し立て窓口>

福祉用具サービス こもれば	管理者 杉山 大樹	042-673-3176
担当ケアマネージャー		
国民健康保険団体連合会		03-6238-0177
八王子市福祉部高齢者福祉課		042-620-7420

10 緊急時の対応方法及び事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者様がお住まいの市町村、ご家族、居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に関して採った措置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。なお、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。【当法人加入保険名 あいおいニッセイ同和損保】

<緊急連絡先>

福祉用具レンタル	福祉用具サービス こもれば	042-673-3176
担当ケアマネージャー		

11 ハラスメント対策の強化

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、利用者様やそのご家族等から受けるものや、職場内において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。

12 高齢者虐待防止の推進

(1) 事業所は利用者様の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、適切に実施するための担当者を置き、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③事業所において、職員に対して、虐待の防止を図るための研修を定期的実施します。

(2) 上記につきましては、3年の経過措置期間を設け、令和6年3月31日までに実施します。

1.3 感染症や災害への対応

(1) 事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。

(2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止を図る観点から、次に掲げる措置を講じます。

①感染症の予防及びまん延等に関する対策を検討する委員会を定期的に開催します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための、指針の整備を図ります。

③事業所において、感染症の予防およびまん延防止のための、研修及び訓練を定期的に実施します。

14 法人の概要

(1) 名称と法人種別 名称：八王子保健生活協同組合
法人種別：生活協同組合

(2) 代表者名 代表理事 杉本 淳

(3) 法人所在地 東京都八王子市元八王子町3丁目 2872 番地 1
電話番号：042 (661) 4413 FAX：042 (661)4473

(4) 担当事業所以外の事業所 城山病院（介護療養型医療施設）
城山病院通所リハビリ結生
城山病院訪問リハビリ結生
はちせい 健友クリニック
城山介護サービス
城山訪問看護ステーション
指定居宅介護支援事業所たかお
指定居宅介護支援事業所だいらく
八王子市地域包括支援センター高尾（八王子市受託事業）
指定通所介護事業所 いきいきラウンジ爽杜
地域密着型通所介護事業所 いきいきラウンジ栄杜
小規模多機能 快杜
サテライト 悠杜
城山みなみ訪問看護ステーション
シルバーふらっと相談室 館ヶ丘（八王子市受託事業）
城山介護 24 時間サービス
城山介護 24 時間サービスサテライトめじろ台

以上、八王子市内に 17 ヶ所

令和 年 月 日

当事業所はサービス実施にあたり、レンタル契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。
あわせて貸与品について実際に使用しながら使用方法の説明を行い、取扱説明書を交付した上事故防止
における注意点を説明しました。

事業者 福祉用具サービスこもれび
所在地 東京都八王子市八王子町 3-2872-1
代表者名 杉山 大樹 印

説明者氏名 杉山 大樹 印

私はレンタル契約書及び本書面により、事業所から重要事項の説明を受けました。
あわせて貸与品を使用しながら使用方法の説明を受け、取扱説明書を受け取りました。
また、事故防止においての注意点を確認しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人 住所

氏名 _____ 印 _____

利用者との関係 ()